

## 8.2.2 予 測

### (1) 予測事項

予測事項は、次に示すとおりとした。

- ・冬至日における日影の範囲、日影となる時刻及び時間数等の日影の状況の変化の程度

### (2) 予測の対象時点

予測の対象時点は、工事の完了した時点とした。

### (3) 予測地域

予測地域は、鉄道施設の日影が予想される事業区間周辺とした。

### (4) 予測方法

予測は、鉄道施設による時刻別日影図<sup>※1</sup>及び等時間日影図<sup>※2</sup>を作成する方法とした。予測条件は、表 8.2.2-1に示すとおりである。

表 8.2.2-1 予測条件

項目	条件
鉄道施設の配置・形状	図 6.2.2-1 事業区間の平面図及び縦断図 (10 ページ参照)
鉄道施設の高さ	約 2m～11m (駅部は約 16m)
測定面の高さ	地上 4m
予測時間帯	真太陽時の午前 8 時から午後 4 時 (冬至日)
予測に用いた緯度	北緯 35 度 45 分

※1 時刻別日影図：建築物の日影の時刻ごとの境界線のこと、これを 1 枚の地図上に表したものを時刻別日影図という。建築物周辺の日影となる場所とおおよその時刻が分かる。

※2 等時間日影図：建築物が一定の時間以上日影を及ぼす範囲の境界線のこと、時間ごとの等時間日影図を 1 枚の地図上に表したものを等時間日影図という。建築物周辺の日影となる場所が何時間日影となるかが分かる。

## (5) 予測結果

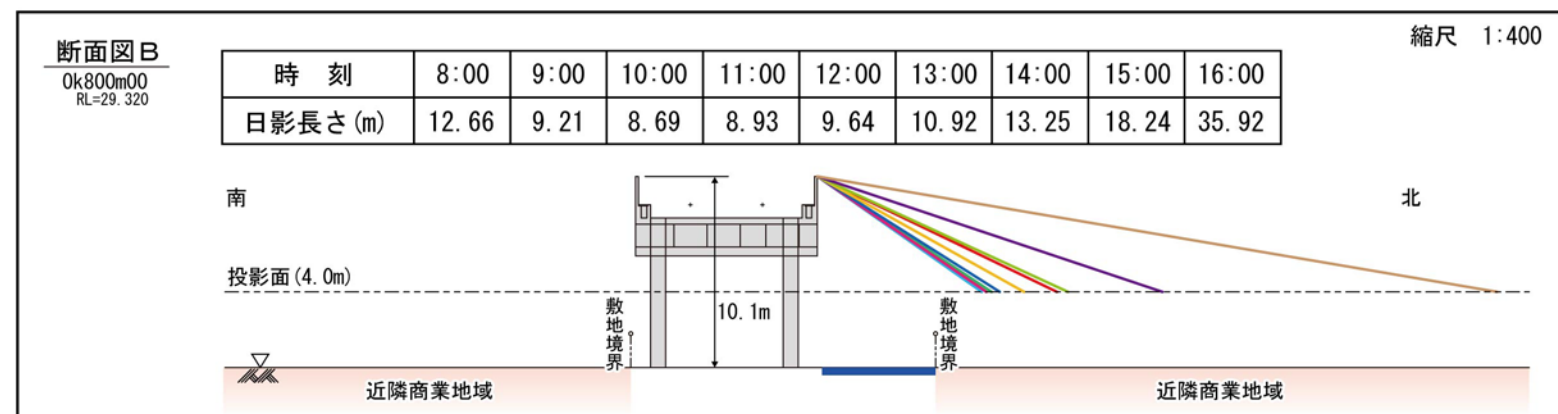
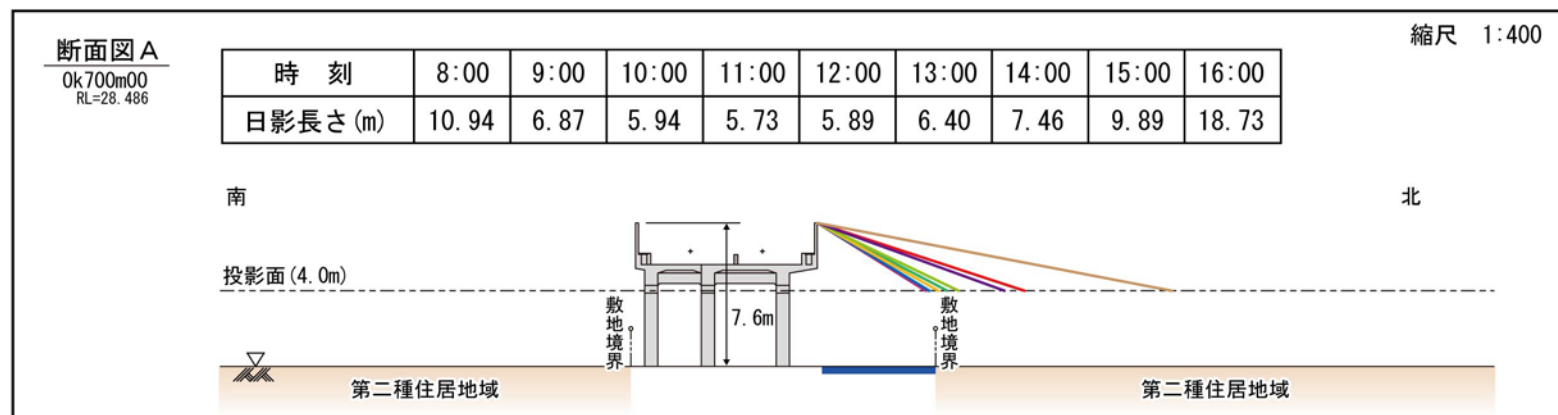
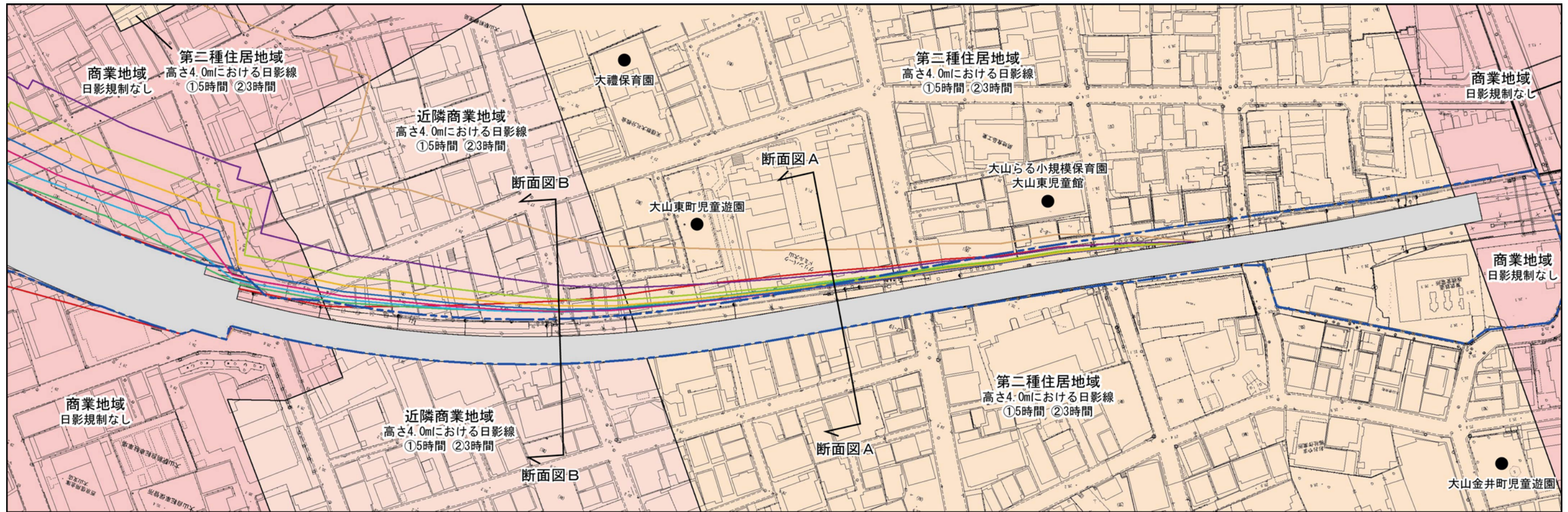
時刻別日影の平面図及び断面図は図8.2.2-1に、等時間日影の平面図及び断面図は図8.2.2-2に示すとおりである。

工事の完了後、事業起点から大山駅の区間では、午前8時から午後4時までの時間帯に事業区間の北側に、大山駅から事業終点の区間では、午前8時から午前10時までの時間帯において事業区間の南側に、午前11時から午後4時までの時間帯において事業区間の北側に日影が生じると予測される。

「建築基準法」及び「東京都日影による中高層建築物の高さの制限に関する条例」に定める規制時間を超える日影は、図8.2.2-2に示すとおり、生じないと予測される。

なお、日影が生じることによる影響に特に配慮すべき施設のうち、板橋看護専門学校及び東京都保健医療公社豊島病院の敷地の一部では冬至日の午後2時頃から午後4時頃にかけて、東京都健康長寿医療センターの敷地の一部では冬至日の午後1時頃から午後4時頃にかけて、山中児童遊園及び大山東町児童遊園の敷地の一部では冬至日の午後3時頃から午後4時頃にかけて日影が生じるものの、規制時間を超える日影は生じないと予測される。





- 凡例**
- (Red line) : 時刻別日影線 (8:00)
  - (Green line) : 時刻別日影線 (9:00)
  - (Blue line) : 時刻別日影線 (10:00)
  - (Pink line) : 時刻別日影線 (11:00)
  - (Light blue line) : 時刻別日影線 (12:00)
  - (Yellow line) : 時刻別日影線 (13:00)
  - (Light green line) : 時刻別日影線 (14:00)
  - (Purple line) : 時刻別日影線 (15:00)
  - (Brown line) : 時刻別日影線 (16:00)
  - ▭ (Grey) : 構造物の範囲
  - ┆ (Black line) : 断面位置
  - ┆┆┆ (Dashed blue line) : 計画敷地の境界(鉄道附属街路等を含む)
  - ┆ (Blue line) : 鉄道附属街路
  - ▭ (Yellow) : 第一種住居地域
  - ▭ (Orange) : 第二種住居地域
  - ▭ (Light orange) : 近隣商業地域
  - ▭ (Pink) : 商業地域
- 規制される日影時間**
- ① 敷地境界線から5mを超える範囲
  - ② 敷地境界線から10mを超える範囲

出典:「板橋区用途地域図(平成30年4月現在)」(平成30年6月 板橋区ウェブサイト)

図 8.2.2-1(1) 時刻別日影図